

<一般委託>

久里浜地区基盤整備検討調査業務(一般委託)仕様書

久里浜地区基盤整備検討調査業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、横須賀港久里浜地区において海上交通の拠点形成に向けて必要な施設等の整備を進めるため、海上交通の需要を調査し、必要な施設の規模・配置や事業効果について調査・検討するものである。
2	履行期間	契約の日から平成31年3月15日
3	施行場所	横須賀市久里浜8丁目
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	港湾法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 本業務に従事する主任技術者は、技術士(総合技術監理部門「選択科目:建設-港湾及び空港」または建設部門「港湾及び空港」)の資格を有すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	別紙のとおり
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	港湾部 港湾企画課 田京 慶(連絡先 046-822-9464)

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

久里浜地区基盤整備検討調査業務 特記仕様書

1 目的

横須賀港久里浜地区は、東京湾フェリーのほか、伊豆大島や小笠原諸島への航路に利用されるなど海上交通の結節点となっている。また、平成30年度には「みなとオアシス」に登録され、本市が進めている市内の近代化遺産等を周遊する仕組み「ルートミュージアム」の一端を担う地区である。同地区がこれらの観光要素を活かして、海上交通の拠点として活性化するには、利用者の利便性、快適性の向上が不可欠である。加えて、貨客船などの新規航路開設の可能性がある状況であり、必要な岸壁設備について検討することが必要となっている。

本調査では、海上交通の拠点として久里浜地区が活性化するための整備を進めるべく、海上交通の需要や必要な施設の規模・配置、事業効果について調査・検討する。

2 業務仕様書

本書を最優先とし、本書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省港湾局」（最新版）の定めによるものとする。

なお、準拠マニュアルは

「港湾の施設の技術上の基準・同解説 （社）日本港湾協会」（平成30年5月）

「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル 国交省港湾局」（平成29年3月）

を用いることとするが、これにより難しい場合は、監督員と協議して決定すること。

3 一般事項

- (1) 本業務に従事する主任技術者は、技術士（総合技術監理部門「選択科目：建設－港湾及び空港」または建設部門「港湾及び空港」）の資格を有すること。
- (2) 受託者が監督員に承認を求める場合は、文書によることとし、その回答も同様とする。
- (3) 業務の進捗状況等について、監督員と密に連絡を取り、業務が円滑に履行できるように配慮すること。
- (4) 受託者は、印刷製本、トレース等の簡易業務以外の技術的判断を必要とする業務を第三者に請負わせてはならない。
- (5) 機能配置の検討にあたっては、現地をよく把握し、地形等の自然条件、技術的条件を考慮して、現地に合致する機能配置を行わなければならない。
- (6) 設計計算等で使用した公式、その計算過程及び引用文献（ページ）を成果品に詳細に記述すること。

4 業務位置

別添図面のとおり。

5 業務内容

基盤整備検討調査業務 1式

(1) 計画準備

本業務を行うに当たり、事前に業務全体の目的及び内容を把握し、現況の把握及び関連資料の収集を行うものとする。また、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案する。

(2) 駐車場の配置検討、概略設計及び概略事業費の算定

1) 海上交通の需要検討

既存資料や既定計画等から、久里浜地区周辺の集客振興、人流の現状（観光資源の現在の配置や将来展望、観光客数の推移など）について整理するとともに、久里浜地区を利用する海上交通の現状等について整理する。

また、海上交通の各航路（現在の浜金谷航路、大島航路、小笠原航路及び将来開設の可能性のある貨客船等の航路）について、現状や将来の見通しを把握するため、船会社や旅行代理店等にヒアリング調査を行う。

これらの調査結果を踏まえて、久里浜地区における海上交通の今後の需要を検討する。ヒアリング先については監督員と協議の上決定する。

2) 旅客の快適性向上に必要な施設の検討

海上交通の拠点形成にあたり、既存の港湾施設（公共、民間）の状況や各航路の需要から旅客の快適性向上に向けて必要な機能を整理し、その機能を確保するための施設（駐車場など）の規模及び配置を検討する。必要施設案について複数（3案程度）提示することとし、比較の上、最適な案を選定することとする。

3) 概略事業費の算定

2) で検討した必要な基盤整備について、概略設計を実施し、平面図、標準断面図、構造図を作成する。また、各施設について、概算事業費を算定する。

(3) 大型フェリー等の寄港に必要な係留施設整備の検討

1) 貨客船受入れに必要な係留施設の検討

(2) 1) を踏まえ、新たな海上交通として、大型の貨客船が寄港することを想定し、必要な防舷材や係船柱などの付帯施設の整備について検討する。検討においては、岸壁本体の安定性の照査も行うこと。なお、想定する貨客船の規模等については監督員が提示する。

2) 概算事業費の算定

1) で検討した必要な基盤整備について、概略設計を実施し、平面図、標準断面図、構造図を作成する。また、各施設について、概算事業費を算定する。

(4) 事業化に向けた費用対効果分析

(2)(3) で検討した基盤整備について費用対効果分析を実施する。

費用対効果分析を行うにあたって、最新の各種統計資料等を収集・整理する。

整備による主要な効果について検討し、計測する便益項目を抽出する。抽出された便益項目に応じ、便益額を計測する。なお、便益の計測手法については複数の計測手法を比較検討の上監督員と協議した上で決定し、便益額については、事業を実施した場合(with時)と事業を実施しない場合(without時)との差を計測する。

算定した概算事業費に基づき、プロジェクトに要する費用を計算期間中の年毎に整理し、事業全体の投資効率性の評価を実施する。また、費用便益分析の前提条件を変えて感度分析を実施する。

なお、分析にあたっては、(2)の検討による施設の効果及び費用、(3)の検討による施設の効果及び費用をそれぞれ分けて整理することとする。また、便益額算定に際して、各航路(公共岸壁を利用(予定)の既存航路、新たな航路とも)の久里浜地区1寄港あたりの便益についてもそれぞれ示すこととする。

(5) 報告書作成

以上をとりまとめて、報告書を作成する。

受託者は、検討で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果品に記載するものとする。

(6) 協議・打合せ

協議・打合せは、事前協議、中間協議、最終報告の3回を基本とする。

6 成果品

報告書 2部(A4判、金文字黒表紙)

報告書の電子データ 1部(CD-RもしくはDVD-R)

※報告書をPDFに変換し、図面CADデータ、報告書の元データとともに同一CD-RもしくはDVD-Rに記録し、報告書に添付すること

7 調査設計業務実績データ

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなけれ

ばならない。

ただし建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 10 日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が 10 日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

8 支払方法

委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。

9 その他の事項

- (1) 本委託により知り得た内容については、いかなる場合においても他に漏洩してはならない。
- (2) 本委託内容について違算等が認められた場合には、受注者は本委託期間中、完了後にかかわらず速やかに訂正を行うこと。
- (3) 本仕様書に記載なき事項について、疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、決定すること。

業務位置図

